

## インフルエンザの定点当たり報告数

インフルエンザは定点把握対象疾患であり、医療機関の中から選定し、協力していただいている 定点医療機関からのみ患者数は報告されます。

定点当たり報告数とは、すべての定点医療機関からの報告数を定点数で割った値のことで、言いかえると 1医療機関当たりの平均報告数のことです。

全国にはインフルエンザ患者数を報告する医療機関が 5,000カ所、長崎県では 70カ所、長崎市保健所管内に 17カ所存在します。前述のように、定点当たり報告数とは、このうち 1つの医療機関が1週間で何名のインフルエンザ患者を診療したか、を表す数字ですから定点当たり報告数が 3 ならば、1つの医療機関で1週間に 3名のインフルエンザ患者を診療した、ということです。

この数字が1以上ならその地域は流行域に入ったことになり、10以上なら注意報、30以上なら警報となります。警報が解除されるのはこの数字が「10」を切ってからです。

平成 27 年の 第 53 週は平成 27 年の 12 月 28 日から平成 28 年 1 月 3 日までの週です。長崎県は 0.97 で、流行域の目安である「1」に近づいています。 県南が 2.25、県央が 2.70 と増加しているためです。長崎市は 0.65 で、前週よりも低下しています。ただ、この週は定点医療機関もお正月で休診のところも多いですから、実際の発生は増加していると考えられます。いよいよこれから流行が始まります。これから十分な休息、手洗い、うがいを心掛けてください。

